

三朝町告示第2号

令和元年第1回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月9日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和元年5月16日 午前10時30分

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認について（平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号））
- (2) 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）
- (3) 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- (4) 令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- (5) 三朝町介護保険条例等の一部改正について
- (6) 損害賠償に係る和解について

○開会日に応招した議員

松原成利

松原茂隆

石田恭二

吉田道明

山口博

清水成真

藤井克孝

遠藤勝太郎

平井満博

山田道治

牧田武文

福田茂樹

○応招しなかった議員

なし

第1回三朝町議会臨時会会議録

令和元年5月16日（木曜日）

議事日程

令和元年5月16日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
 - ・報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）
- 日程第6 議案第3号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第7 議案第4号 令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第5号 三朝町介護保険条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 損害賠償に係る和解について
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
 - ・報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び

損害賠償の額の決定)

・例月出納検査の結果報告について

- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認について(平成30年度三朝町一般会計補正予算(第11号))
日程第5 議案第2号 専決処分の承認について(三朝町税条例等の一部改正)
日程第6 議案第3号 専決処分の承認について(三朝町国民健康保険税条例の一部改正)
日程第7 議案第4号 令和元年度三朝町一般会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第5号 三朝町介護保険条例等の一部改正について
日程第9 議案第6号 損害賠償に係る和解について
日程第10 議員派遣について

出席議員(12名)

1番	松原成利	2番	松原茂隆
3番	石田恭二	4番	吉田道明
5番	山口博	6番	清水成眞
7番	藤井克孝	8番	遠藤勝太郎
9番	平井満博	10番	山田道治
11番	牧田武文	12番	福田茂樹

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 小 椋 泰 志 主査…………… 永 田 真由美

説明のため出席した者の職氏名

町長…………… 松 浦 弘 幸 副町長…………… 赤 坂 英 樹
教育長…………… 西 田 寛 司 総務課長…………… 椎 名 克 秀
財政課長…………… 吉 川 徹 町民課長…………… 山 中 恵 子
健康福祉課長…………… 新 寛 建設水道課長…………… 早 苗 睦 巳

午前10時50分開会

○議長(福田 茂樹君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(福田 茂樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、3番、石田恭二議員、4番、吉田道明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(福田 茂樹君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田 茂樹君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(福田 茂樹君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第1号、議会の委任による専決処分(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)について、報告第2号、議会の委任による専決処分(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)についての報告を求めます。

松浦町長。

○町長(松浦 弘幸君) 報告案件について申し上げます。報告第1号及び報告第2号につきましては、いずれも、町所有の公用車による交通事故について、相手方と和解し損害賠償額を定

めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（福田 茂樹君） 次に、例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成31年3月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 議案第1号 から 日程第6 議案第3号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第4から日程第6の3件の議案を一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よってこの際日程を変更して日程第4から日程第6、すなわち議案第1号から議案第3号の3件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第1号、平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号）についての専決処分について、概要を申し上げます。歳入におきましては、地方譲与税、特別交付税、各種交付金等の額が確定したこと等により所要の調整を行ったほか、災害復旧事業等の決算見込により、その財源について調整を行ったものでございます。歳出につきましては、中学校空調設備設置事業等の額の確定に伴う減額のほか、災害復旧等に係る事業費の調整や財源更正を行ったものでございます。

これらによりまして、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,141万円を減額し、補正後の予算額を51億899万9,000円とするものでございます。

議案第2号、三朝町税条例等の一部改正についての専決処分につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、税制の見直し等が行われましたので、本町の条例について、所要の改正を行ったものでございます。

議案第3号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置等について見直しが行われましたので、本町の条例について、所要の改正を行ったものでございます。

以上、概要を御説明申し上げました。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

ます。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第1号、専決処分の承認（平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号））について。
吉川財政課長。

○財政課長（吉川 徹君） 議案第1号、専決第3号、平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について御説明申し上げます。議案書9ページをごらんいただきたいと思っております。今回の補正につきましては、既定の予算額から歳入歳出それぞれ、4,141万円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億899万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書により、御説明申し上げます。最初に、20ページ、歳出から御説明申し上げます。農業費につきましては、鳥獣被害対策実施隊の対応実績が見込みよりも多かったということで増額しております。道路橋梁費、中学校費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額でございます。災害復旧事業につきましては、決算見込みにより、財源と併せてそれぞれ必要な調整を行ったものでございます。

次に17ページから19ページの歳入でございます。歳入につきましては、地方譲与税及び各種交付金等の額の確定に伴い、それぞれ所要の調整を行っております。また、歳出で御説明申し上げました災害復旧事業費等の財源について調整を行ったものでございます。このうち、18ページの地方交付税につきましては、特別交付税を1億6,000万円、見込んでおりましたけども、2億655万4,000円に確定しましたので、その差額を増額したものでございます。

また、特別交付税の増額や歳出における事業費の確定による減額等に伴いまして、予定しておりました財政調整基金の取り崩しにつきましては、5,700万円余減額しております。

以上が、平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 議案第2号、専決処分の承認（三朝町税条例等の一部改正）について。
山中町民課長。

○町民課長（山中 恵子君） 議案第2号、専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）、説明させていただきます。議案書の23ページから50ページをごらんください。

この議案は、専決第1号として実施した、三朝町税条例等の一部改正の専決処分について、承認を頂きたいとするものでございます。

条例改正の理由でございます。平成31年3月29日に地方税法等の一部が改正されたことにより、三朝町税条例等の一部改正を行ったものでございます。主な改正内容でございますが、住

民税関係については、一点目、ふるさと納税制度について、本年6月1日以降、総務大臣の定める基準に適合する寄附金のみが、寄附金控除の対象となることとされたことから、所要の整理を行った。二点目、消費税導入による負担増を緩和するために、住宅ローン控除の改正により延長される控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、控除限度額の範囲で個人住民税から控除することとした。三点目、子どもの貧困に対応するため、町民税の非課税措置の対象へ、婚姻されたことがないひとり親である、単身児童扶養者が追加されることとなったことにより、給与所得者等の扶養親族等申告書において、単身児童扶養者を記載事項に追加することとした。

軽自動車税関係については、一点目、消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された軽自動車に係る環境性能割を1%分軽減することとした。二点目、グリーン化特例について、環境負荷の小さい車両に対し、2年間延長、また、適用対象を電気自動車等に限定することとした。

その他、所要の改正を行ったものでございます。なお、平成31年3月29日に専決を行っておりますので、表記は平成を使用しております。以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 議案第3号、専決処分の承認（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について。

新健康福祉課長。

○健康福祉長（新 寛君） 議案第3号、専決処分の承認について説明いたします。議案書は51ページからでございます。

この議案は、専決第2号として実施しました、三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいとするものでございます。

条例改正の理由としましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び地方税法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、三朝町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

内容としましては、国民健康保険税の基礎課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の算定基準となります。軽減判定所得額の変更を行なったものでございます。

施行は平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上が 議案第3号、専決処分の承認についての説明でございます。どうぞよろしく願います。

します。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第1号専決処分の承認（平成30年度三朝町一般会計補正予算（第11号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（福田 茂樹君） 議案第2号専決処分の承認（三朝町税条例等の一部改正）について。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（福田 茂樹君） 議案第3号専決処分の承認（三朝町国民健康保険条例等の一部改正）について。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第4号

○議長（福田 茂樹君） 日程第7、議案第4号、令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第4号、令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について、主な概要を申し上げます。

この補正予算は、議案第6号で提案しております損害賠償に係る和解の内容である三朝橋の原状復旧費用を計上するものでございます。財源については、自動車事故共済金を充てることとして、今期補正予算では、歳入歳出、それぞれ169万円を追加し、補正後の予算の総額を、48億1,269万円とするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、細部説明を求めます。

吉川財政課長。

○財政課長（吉川 徹君） 議案第4号、令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書57ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、169万円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億1,269万円とするものでございます。主な内容を事項別明細書により、御説明申し上げます。62ページをごらんください。

議案第6号で提案しております損害賠償の和解案につきましては、損壊した三朝橋について、町が原状復旧する内容となっております。従いまして、当該原状復旧工事に係る経費について計上しようとするものでございます。なお、財源につきましては、自動車事故共済金で賄うこととしております。

以上が令和元年度三朝町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしく申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（福田 茂樹君） 日程第8、議案第5号、三朝町介護保険条例等の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第5号、三朝町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化等について見直しが行われましたので、本町の条例について、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、細部説明を求めます。

新健康福祉課長。

○健康福祉課長（新 寛君） 議案第5号、三朝町介護保険条例等の一部改正について、説明いたします。議案書は63ページからでございます。

条例改正の理由としましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴ない、三朝町介護保険条例等の一部を改正するものでございます。

概要としましては、低所得者の介護保険料の軽減強化によるもので、平成30年度において第1段階で実施していた軽減措置を、平成31年度から第1段階から第3段階までに拡充するものでございます。施行は公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用とするものでございます。

以上が議案第5号、三朝町介護保険条例等の一部改正についての説明でございます。

どうぞよろしく願います。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番。

○議員（9番 平井 満博君） 条例の変更について、4月1日からの条例変更だということですが

けども、中を見ると令和2年という標記がされておるんですけど、令和は5月1日からスタートだと思います。先ほど、三朝町税条例において質問したときに、4月1日だから平成でやりますという話だったけど、ここは令和になっておるけど、そのままよろしゅうございますか。

○議長（福田 茂樹君） 新課長。

○健康福祉課長（新 寛君） 法の施行等が平成31年4月改正として行われたものでありまして、対象としております内容については、令和標記、平成の部分を令和2年という形で改正させていただきます。

○議長（福田 茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

○議長（福田 茂樹君） 日程第9、議案第6号、損害賠償に係る和解についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第6号、損害賠償に係る和解につきましては、町所有の公用車による交通事故について、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるとでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、細部説明を求めます。

馬野社会教育課参事。

○社会教育課参事（馬野 真由美君） 議案第6号、損害賠償に係る和解について説明申し上げます。議案書は65ページでございます。

平成31年3月14日に発生しました三朝橋の損壊事故につきまして和解するものでございま

す。和解の相手方は鳥取県で、三朝橋を原状復旧することにより和解するものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣について

○議長（福田 茂樹君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配布しておりますとおり議員派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（福田 茂樹君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて令和元年第1回三朝町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時14分閉会
